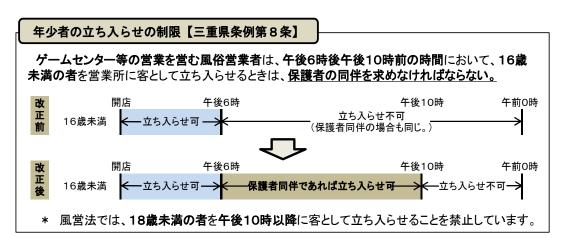
条例等改正に伴うお知らせ

「 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 」の一部改正(以下「改正風営法」という。)に伴い、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例も一部改正(以下「三重県条例」という。)され、平成28年6月23日から施行されます。

ゲームセンター営業者の方が主に関係のある改正部分は、

- ・改正風営法により、ゲームセンターが8号営業から5号営業に変更 (許可証は、そのまま読み替えますので、変更の必要はありません。)
- ・三重県条例により、ゲームセンターへの年少者の客としての立ち入らせ規制が緩和 (下記図参照してください。従来の16歳未満、午後6時規制は変更ありません。) となったことです。従業者の方にも周知をお願いします。



なお、今回の三重県条例の一部改正により、営業所の入口表示を変更する必要がありますので、準備をお願いします。

【表示例 】

- 18歳未満の方は、午後10時以後立入り禁止です。
- 16歳未満の方は、午後6時後立入り禁止です。 (保護者同伴の場合は、除かれます。)

三重県警察本部

生活安全部生活安全企画課 許可等事務室

> 059-222-0110 (内線 3021、3026)

